別紙様式３

介護職員処遇改善実績報告書（平成　　年度届出用）

殿

事業所等情報

介護保険事業所番号										

事業者・開設者	フリガナ			
	名　　称			
主たる事務所の所在地	〒			
	電話番号		FAX番号	
事業所等の名称	フリガナ		提供するサービス	
	名　　称			
事業所の所在地	〒			
	電話番号		FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

①	算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算（　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ　）
②	賃金改善実施期間	平成　　年　　月　～　平成　　年　　月
③	平成　　年度分介護職員処遇改善加算総額	
④	賃金改善所要額（ⅰ－ⅱ）	
	ⅰ）加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	
	ⅱ）初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	
加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤	平成　　年度介護職員処遇改善加算総額（加算（Ⅰ）による算定額から加算（Ⅱ）による算定額を差し引いた額）	
⑥	賃金改善所要額（ⅲ－ⅳ）	
	ⅲ）加算（Ⅰ）の算定により賃金改善を行った賃金の総額	
	ⅳ）初めて加算（Ⅰ）を取得する月の前年度の賃金の総額	

⑦ 賃金改善を行った賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。）

給与項目	改善した給与項目・内容	金額（項目ごとの総額）
基本給		
諸手当		
賞与（一時金）		
法定福利費等		
その他		
合計		0円

※　介護職員処遇改善計画書において加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算すること。
※　加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
※　④ⅰ）及び⑥ⅲ）については、積算の根拠となる資料を添付すること。（任意の様式で可。）
※　④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
※　④ⅱ）、⑥ⅳ）の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
※　複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
・添付書類１：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者毎）
・添付書類２：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県毎）
・添付書類３：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
※　虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること

上記について相違ないことを証明いたします。

平成　　年　　月　　日　（法 人 名）

（代表者名）　　印

（担当者名）

（担当者の連絡先）

別紙様式３

介護職員処遇改善実績報告書(平成　29　年度届出用)

和歌山県知事　　殿

事業所等情報

介護保険事業所番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

事業者・開設者	フリガナ	カブシキガイシャクトヤマチョウ		
	名　称	株式会社 くどやま町		
主たる事務所の所在地	〒 ６４８－０１９８	和歌山県伊都郡九度山町大字九度山１１９０番地		
	電話番号	０７３６－５４－２０１９	FAX番号	０７３６－５４－２０２２
事業所等の名称	フリガナ	カブシキガイシャクトヤマチョウ		
	名　称	株式会社 くどやま町		
事業所の所在地	〒 ６４８－０１９８	和歌山県伊都郡九度山町大字九度山１１９０番地		
	電話番号	０７３６－５４－２０１９	FAX番号	０７３６－５４－２０２２

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

①	算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算（ Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ ）
②	賃金改善実施期間	平成２９ 年 ４ 月 ～ 平成３０ 年 ３ 月
③	平成 ２９ 年度分介護職員処遇改善加算総額	2,150,000円
④	賃金改善所要額（ｉ－ⅱ）	2,360,000円
	ｉ）加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	23,285,000円
	ⅱ）初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	20,925,000円
加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤	平成 ２９ 年度介護職員処遇改善加算総額（加算(Ⅰ)による算定額から加算(Ⅱ)による算定額を差し引いた額）	
⑥	賃金改善所要額(ⅲ－ⅳ)	
	ⅲ）加算(Ⅰ)の算定により賃金改善を行った賃金の総額	
	ⅳ）初めて加算(Ⅰ)を取得する月の前年度の賃金の総額	

金額は、半角で**数字のみ**入力。

⑦ 賃金改善を行った賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。）

給与項目	改善した給与項目・内容	金額（項目ごとの総額）
基本給	常勤職員○名の月給を○○円増額 非常勤職員○名の時給を○○円増額	1,360,000円
諸手当	介護職員処遇改善手当として、対象職員○名に、月額○○円支給	550,000円
賞与（一時金）	平成○年○月に賞与を、常勤職員○名は○○円、非常勤職員○名は○○円増額	400,000円
法定福利費等	健康保険料の増加分	50,000円
その他		
合計		2,360,000円

※　介護職員処遇改善計画書において加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算すること。
※　加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
※　④ｉ）及び⑥ⅲ）については、積算の根拠となる資料を添付すること。（任意の様式で可。）
※　④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
※　④ⅱ）、⑥ⅳ）の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
※　複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
・添付書類１：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者毎）
・添付書類２：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県毎）
・添付書類３：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
※　虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 ３０ 年 ７ 月 ２０ 日　（法 人 名）　株式会社　くどやま町

（代表者名）　九度山　太郎　印

法人名・代表者職名及び氏名を記載し、必ず押印すること。

（担当者名）　九度山　次郎

（担当者の連絡先）　０７３６－５４－２０１９

実施された賃金改善の実施期間を記載すること（下記は記載例）。
前年度の賃金改善実施期間と重複していないこと。
○平成29年4月～平成30年3月　○平成29年5月～平成30年4月
○平成29年6月～平成30年5月　○平成29年7月～平成30年6月

平成29年4月から平成30年3月までのサービス提供分に係る自己負担分を含む加算の総額（国保連からの通知の額＋区分支給限度額を超えたサービスに係る加算額）を記入。
※国保連からの支払いが平成29年6月から30年5月までの分が対象。
※月遅れ請求、過誤調整等が行われた場合であっても、実際にこの期間内に支払われている分が対象。

「③④」を記載した場合は、「⑤⑥」の記載は不要
※平成２９年度介護職員処遇改善計画書における計算方法と同様の方法で計算すること。
（計画書において③④を使い計算している場合は実績報告書においても③④を使い計算する）

・改善した項目について、給与項目ごとに記入すること。
・改善した給与項目・内容については、「何を」「いつ」「誰に（人数）」「いくら」など具体的に明記すること。
・非正規職員から正規職員へ転換した場合、差額を全額賃金改善額に計上することや、新規に介護職員を増員した場合、給与全額を賃金改善額へ計上することは不可。詳細は積算資料（記載例）の「改善額」を参照のこと。

法定福利費等は事業所負担分全額ではなく、**事業所負担増加分のみ**が対象となるので注意すること。

【留意事項】
・介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、実績報告書関係書類を提出すること。
・介護職員に対して処遇改善加算により賃金改善が行われたかどうかを確認するために、決算書及び介護職員処遇改善加算の充当明細書（『きのくに介護ｄｅネット』に掲載）等を添付すること。
・申請が法人単位の場合は、法人の決算書等、事業所単位の場合は事業所の決算書等を添付すること。（決算書の案でも可。）
・介護職員処遇改善加算に係る収入及び支出について、収支の内容を明確にした証拠書類を整理しておくこと。